

学校生活について

学校のルールを守ったうえで、授業を第一に優先する。

1 登下校について

- (1) 体操服やスリッパ履き等での登下校は禁止する。
- (2) 自転車には学校指定のステッカーを貼り、学年別自転車置き場に駐輪する。
- (3) 交通マナー・公衆道徳を守り、人に迷惑をかけないようにする。
- (4) 登校後は無断で外出しない。
- (5) 欠席、遅刻、早退は保護者から連絡を入れてもらう。
 - ① 遅刻してきた場合には、所定の場所で入室許可証をもらい、授業担当者の許可を得て授業に入る。
 - ② 早退の際は担任の許可を得、帰宅したら学校に電話連絡をする。
- (6) 下校時刻は5時とし、土・日曜日および祝日等の休日は原則として登校しない。クラブ活動やクラス活動等は顧問や担任等の許可を得て行う。

2 服装等について

- (1) 制服や体操服は本校指定のものを使用し、他校の物や変形等の手を加えた物は認めない。

1

た。また、パンツ(ズボン)スタイルとスカートスタイルを今まで通り選べます。(B・Cタイプ)しかし!前のブレザーは丈が短く、パンツ(ズボン)スタイルに合いませんでした。それを改善して、ボタンも1列にしたので、シュッとしています。

ブレザーは、機能性がある、汚れや水濡れに強く、型崩れしなくて、着心地がいいです。

家でも洗濯できるのが最大の特徴です。

胸のエンブレムは、学校コンセプトの3つのWAがデザインされています。これが、松原高校の新制服です。

自分に合った制服を選んでください!!

総合学科は、自分で、何を学ぶかを選んで決めます。いろいろな授業があるので、夢が広がります。なので、目標がない人にも向いています。

松原高校には優しい人が多く、仲良しです。差別がなく、障がいがある子も一緒に過ごしています。新生とも、そのことを一緒に大切にしていきたいと思っています。

3

- ① 白のカッター・ブラウス、季節によりブレザーを着用し、ネクタイまたはリボンをつける。
 - ② 校内での式典や講演、校外での行事は学校指定のカッター・ブラウスを着用する。
 - ③ スカートの下の長ジャージは禁止とする。
 - ④ カーディガン・セーター・ベストは無地のものに限り着用しても良い。(ただし、カッター・ブラウスが見えること。トレーナー・パーカーは禁止とする。)
- (2) 身だしなみ
 - ① 髪については、パーマ・染色・脱色・エクステンション等は禁止とする。
 - ② 装飾品(ピアス等)や化粧品は禁止とする。

生徒自治会からのメッセージ

松原高校40期生から、制服のデザインが新しくなりました。

制服を新しくするにあたっては、みんなにアンケートを取ったり、先生と話し合いをしたり、たくさんの会社の制服を見学しました。では、新制服の紹介をします。(写真A・B・Cタイプ)

全体のイメージですが、ブレザーの色合いは、前の制服と同じ紺色ですが、紺色を少し押さえて、大人っぽくなりました。(A・B・Cタイプ)

Bタイプのスカートは、前までのものをみんな気に入っていたので、その要素を引き継いだ色柄で、エンジのチェック柄です。今まで異なっていたネクタイ・リボンの色柄も統一されました。

2



3 授業について

- (1) 授業の開始のチャイムが鳴る前に授業場所に移動を完了して決められた座席に着く。
- (2) 開始時に挨拶をする。遅刻したら「すみません」と言ってから入室する。休憩時間中にトイレをすませ、授業中に行くことのないようにする。

4

- (3) 帽子、マフラーなどを取る。飲食物、鏡、雑誌など、授業に関係がないものは机の上に出さない。
- (4) 携帯電話・音楽機器等は電源を切り靴に入れる。授業中に着信音やバイブで授業の妨げとなった場合は担当教員がその場で預かり、放課後担任が返却する。授業中にいかなる理由があろうとも携帯電話を出していたり、使用した場合（電話・メール・辞書・時計・鏡としての使用など）は特別指導として扱う。
- (5) 授業遅刻、無断退出、無断欠課はしない。

4 定期考査の受験について

○考査前日まで

- (1) 机の中のものはすべて持ち帰り、机の中には何も残さないようにする。
- (2) 机・壁などの落書きは、すべて消しておく。

○考査当日

- (1) 遅刻をしないこと。遅れると考査を受けられないことがある。
- (2) 考査開始5分前の予鈴で、すぐに教室に入り、自分の席に着く。
- (3) 考査は、十分準備した上で、正々堂々と受ける。
- (4) 監督の先生の指示には従う。
- (5) 消しゴムの貸し借り、下敷きの使用は認めない。

5

5 その他の学校活動について

- (1) 携帯電話の使用について
校内において8:40から終礼のSHRが終わるまでは使用禁止とする。
- (2) 食堂の利用について
 - ① 休み時間以外での食堂の利用は禁止する。
 - ② 体育館や特別教室など、HR教室以外への飲食物の持ち込みは禁止する。
- (3) アルバイトは学業や学校行事・クラブ活動等に専念するため原則禁止とする。しかし、やむをえず必要とする場合は保護者とよく相談し、担任に届け出る。
- (4) コンクールや大会等で優秀な成績を修めた者は個人・団体を問わず表彰される。
- (5) 学校に不必要なものや高額のお金などは持ってこない。やむをえず持ってきた貴重品は各自のロッカーに施錠して入れておくか、体育館1Fのコインロッカーを使用するなど自己管理をしっかりと行う。

7

- (6) 机の上には、筆記用具、消しゴム、ものさし及び教科から指示があったもの以外は置かない。
- (7) 教科書、副読本、ノート、プリント、筆箱などはカバンに入れて、机の横に置く。机の中には何も入れず、空にする。
- (8) 携帯電話・音楽機器は、電源を切ってカバンの中に入れる。考査中の使用については、指導の対象になる。（マナーモードも不可。イヤホンもカバンの中にする。）
- (9) 原則としてトイレに行くことは認めない。
- (10) 不正行為、あるいは疑われるような行為はとらない。
- (11) 終わりのチャイムが鳴ったら、すぐに筆記用具を置く。
- (12) 指示があってから、答案用紙の回収を始める。
- (13) 答案回収者（列最後尾の生徒）は、番号順に集め、3～4列を重ねて監督の先生に渡す。
- (14) 回収にあたらぬ生徒は、起立の指示があるまでは、自分の席に座ったまま待機する。

○その他

- (1) 考査途中に空き時間がある場合は、予鈴が鳴るまでに、速やかに待機教室（視聴覚室）へ移動し、静かに自習する。考査が終了した生徒は速やかに下校する。
- (2) 学力診断テスト等を受けるときもこれに準ずる。

6

6 特別指導について

- (1) 次のような行為があった場合は、別室での指導を含む段階指導の対象となる。
授業の中抜け、無断早退、呼び出し拒否、授業妨害および授業拒否、頭髪違反、注意を受ける行為が重なった場合
- (2) 次のような行為があった場合は、停学等を含む懲戒指導の対象となる。
飲酒行為および同席、喫煙行為および同席、考査時や提出物での不正行為、暴力行為および誘発する行為やその取り巻き、單車や車の免許取得および單車や車等の使用、窃盗行為、器物破損行為、対教師暴言、いじめ行為、薬物使用、指導に従わず威嚇、度重なる段階指導、その他審理委員会で指導の対象と認めた行為。

8